

参議院經濟安定・大蔵連合委員会會議録第一号

昭和二十七年四月十八日(金曜日)午後
一時四十九分開会

委員氏名

經濟安定委員
委員長 佐々木良作君
理事 祐一君 理事永井純一郎君
泉山 三六君 大野木秀次郎君
小瀧 彬君 奥むめお君
杉山 昌作君 山川 良一君
須藤 五郎君
大蔵委員
委員長 平沼彌太郎君
理事 大矢半次郎君 理事伊藤 保平君
理事菊川 孝夫君 理事木内 四郎君
岡崎 眞一君 黒田 英雄君
西川 五郎君 溝淵 春次君
小林 政夫君 小宮山常吉君
田村 文吉君 森 八三三君
野澤 勝君 大野 幸一君
下條 恭兵君 波多野 鼎君
菊田 七平君 油井賢太郎君
木村福八郎君

出席者は左の通り。

經濟安定委員

委員長 佐々木良作君
理事 郡 祐一君
委員 大野木秀次郎君
小瀧 彬君
須藤 五郎君

大蔵委員
委員長 平沼彌太郎君
理事 木内 四郎君
委員 溝淵 春次君

政府委員

外資委員会
事務局長 賀屋 正雄君

事務局側
常任委員会専門員 桑野 仁君
常任委員会専門員 渡邊 一郎君

本日の會議に付した事件
○外資に關する法律の一部を改正する
法律案(内閣送付)

○委員長(佐々木良作君) それでは經
濟安定と大蔵の連合委員会第一回を開
会いたします。

議題は外資法の一部を改正する法律
案であります。前一回經濟安定委員
会におきまして提案理由の説明を聞い
たところであります。で、今日は提案
理由の内容は御承知だと思ひますの
で、條文に即しまして一応逐條的な御
説明をお願いして、そのあとですぐ
質疑に入りたいと思ひます。そういう
順序でよろしくごさいますか。

○委員長(佐々木良作君) ではそのよ
うに進みます。では先ず條文に即しま
しての逐條の説明をお願いいたしま
す。

○政府委員(賀屋正雄君) 只今議題と
なつております外資に關する法律の一
部を改正する法律案につきましては、
先に提案理由の説明におきまして、内
容のあらましを御説明いたしたわけで
ありますが、本日は更に條文を追いま
して、多少詳しくその内容を御説明い
たしたいと考えます。それに入ります
前に、一応外資に關する法律、簡単に
外資法と申しますが、外資法が成立し
たしました、制定されました経緯、大
体どういふことを規定しておるかとい
うことについて簡単に話いたしてお
きたいと考えます。

御承知のように外資法は一昨年の五
月に制定せられて、六月から施行
されたのでございますが、終戦により
まして、我が国と諸外国との間の經濟
的な一切の取引は一応全面的に停止さ
れて、例へば貿易等も当初はいわ
ゆる政府貿易という形で分れて、それ
がだん／＼民間貿易に移行して参つた
わけでありまして、それから勿論外貨の
保有も、従ひまして日本にはこれを運
用するといふような権限もなく、司令
部によつて保管せられておつたとい
ふような状態でありまして、従ひまして
外資導入が当初日本の非常な希望にも
かかわらず、これが入り得ないとい
ふような体面にあつたわけであります。
それが御承知の昭和二十四年の三月、
ポツダム政令に基きます外国人の財産
取得に關する政令というのが出まし
て、これに基きまして外資導入の道が
やや開けて参つたといふことに相成つ
たのであります。この外国人の財産

取得に關する政令は、外国人が日本で
株式でありますとか、土地、工場とい
つたような不動産を取得いたしました場
合には、外資委員会、日本政府の一機
關たる外資委員会の認可を要する。
で、外資導入をいたします場合には、
大体日本の会社の株を持つとか、或
いはこの不動産を取得するといふよう
な形で行われるものが多いわけであ
ります。この政令でございまして、
ぼち外資導入の実例が現われて参
つたわけでありまして、併しながらこ
の政令五十一号がござました趣旨は、ど
ちらかと申しますと、日本の經濟の当
時置かれておりました立場からいたし
まして、殊に占領下にあるといふ特殊
の條件の下において、外国人によつて
日本の有益な資源が徒らに持ち去ら
れるといふことのないように、どちら
かと言へば日本の資源を尊重するとい
う立場から、むしろ外人のそういう財
産取得を取締つて行くといふような取
締的な色彩が強かつたのであります。
こういふような政令の下におきまし
ては、外資導入は非常に希望はいたし
ますけれども、外人側からしますと
ば、なか／＼入りにくい、依然として
入りにくいといふ状態にあつたのであ
ります。殊に一番問題となつたのは、
は、外資が入ります場合には、当然そ
の外れから投資して生じました収益な
り、それから元本を結局は日本から自
分の國の通貨に換える、自國に送金す
るといふことについての何らかの保障
がなければ、なか／＼外資を得るとい

うことにはならない。これは尤もなこ
とでございまして、日本で幾ら有利な
投資がございしても、日本で円で幾ら
収益を稼いでも、それをアメリカ人
でありますればドルに交換するといふこ
とについての保障がなければ、幾ら收
益性の多いところにも外資は入つて参
らないわけでありまして、ところがこ
の日本の外貨は先ほども申しましたよ
うに、關係方面によつて抑えられてい
る。それから法的にも今申しましたよ
うに外貨の保障をするといふ制度がな
ければならない。これではなか／＼外
資が入りにくからうから、それにつ
いての何らかの外貨の保障をする制度を
作つたらどうかといふことが當時称え
られて、そしてこの外資法がで
きたわけでありまして、従ひまして、
この外資法はこの投資に伴いますこ
ろの元本なり、外資の海外送金を保障
するといふことが一番大きな狙ひにな
つてゐるわけでありまして、で、その際
に外資導入に對する日本の政府の立場
であります。外資導入であれば、何
でもかんでも日本に入ればよいとい
う以上は、將來に向つて負担を伴
いますことは当然でございまして、
一応入る際に導入に先立ちまして、日
本政府の一機關が審査をいたしまし
て、その網の目を通し、そして日本政
府がこの外資は確かに日本の經濟に役
立つといふ判定をしたものにつぎまし
て導入を認めるということに、いたし
まして、そして導入を認められたもの

につきましては、爾後これに伴つて元
利金を送金した場合には一々為替管
理法によつて制限をしない、別段許可
も要らないということにいたしました
のであります。で、この導入に際して
日本政府がスクリーンをいたしますた
めに、一定の外資につきましては、外
資委員会の認可が要するというにな
つておたつたわけでありまして、この外
資法ができましたから、だん／＼外資
導入も軌道に乗りまして、後ほど御説
明する機会があるかと思ひますが、
殊に技術援助計画を中心としたのであ
りまして、相応な成績を挙げて参つたのであ
ります。併しながら資金的な投資の
面におきましては、まだ現行の外資法
につきまして不備な点があると申しま
すか、もう少しここをどういふふう
に直したならばより多くの外資が期待
できるのではないかと議論が出て
参りました。昨年から研究いたして参
りました結果、諸外国の要望、又日本
經濟界の要望等を斟酌いたしまして、
今度の外資法の改正と相成つたわけで
あります。従ひまして今度の外資
法の改正は主として試験的な投資に対
して、外国人に対して従来よりもより
優遇するということが考えられてい
るのであります。これを大きく分けて
すと、先ほど申しました認可事項を若
干整理いたしましたことと、それから
元本果実の海外送金につきまして、
従来或る程度の制限があつたのであり
ましたが、この制限を多少緩めまし
て、保障されますものの範囲を多少擴
張するということにいたしました。こ
の二点が今回の改正の眼目となつてい
るわけでありまして、

そこで條文に移りまして御説明いた

すわけでありまして、お手許に外資に
関する法律の新旧対照表という見出し
で、上下二段に分つて印刷したもの
が、これによりまして御説明いたした
ことを考えます。上のほうには現行の條
文がございまして、下の欄が今度の改
正される條文であります。が、改正さ
れます点は傍線を附してその点を明ら
かにいたしておきます。それから今回
の改正で変更のない部分は、下の欄は
空白にしてございまして、上段に原文
を掲げてございまして、

そこでこの第一條から第七條までは
定義の改正、今回の改正によつて新ら
しい言葉が出ていますので、その定義
を新しく設けたこととか、或いは後
ほど御説明いたします實質的な變更に
伴ひまして條文を整理するといつた程
度の改正でございまして、御説明を
省略いたしまして、十四頁の第八條か
ら御説明いたしたいと思ひます。

十四頁の第八條は、見出しにもあり
ますように認可、許可又は報告の基準
という條文になっております。現行の
條文は一項、二項に分れておりまし
て、第一項は外資委員会が認可をいた
します場合の言わば積極的な基準、こ
ういふ場合に認可をするという基準で
ございまして、第二項のほうは、やはり
消極的な基準と申しますか、これ／＼
に該当する場合に認可をしてはなら
ないという基準でございまして、今度の
改正も第一項につきましては條文の整
理をいたしました程度で、實質的には
変わりございませんが、第二項の消極
的な基準について相当重要な改正を行
なつておるのであります。その中で第
一号、二号、三号は、これは従来と変

りはございせんが、今度変更した
のは従来の四号、五号を今度新しく
四号一本にまとめて改正になつておる
のであります。従来の基準はどういう
ことであつたかと申しますと、これを
御説明いたします場合には、第四号は
株式取得についての基準でございま
すので、株式取得についてどういふ場
合に認可が要るか、どういふ場合に認可
が要らないかというのを御説明しな
ければ理解しにくいわけでありまして
が、簡単に申し上げますと、外資法にお
きましては、株式を新株と旧株とに分
けて取扱ひを異にしておるのでありま
す。この場合の新株と申しますのは、
その株式を買いますとか、引受けると
いうことによつて、その株式を發行し
ておる会社の資産の増加をもたらす場
合の株式、つまり新設の場合の株式で
あります。増資の株式、これは外
国人がそのいつた株に投資いたします
と、その投資された金が会社に入るわ
けであります。これが新株でありまし
て、そうでない株を旧株と称しており
まして、市場で売買されておる株はこ
の旧株になるわけでありまして、これは
單なる株主が変更というだけで会社自
身の経理には全然影響はないわけでご
ざいます。現行制度におきましては、
新株と旧株と両方につきまして、又果
実についての送金を希望する場合と希
望しない場合があるわけでありまして、
つまり先ほど申し上げましたように、株
に投資してその果実たる配当金の送金
保証を要求する場合と要求しない場合
とがある、これで新株と旧株は噛み合
つて来るわけでありまして、現行制度
におきましては、新株であつても旧株
であつても、とにかく外国人がその配

当金の送金保証を要求するという場合
には、すべて外資委員会の認可が要
る、それから配当金の送金の希望をし
ない場合は旧株の場合だけ認可が要つ
て、新株の場合は届出だけでよろし
い、従ひまして例えば外国人が日本で
合法的に稼ぎました円貨で以て株を買
います場合は、その配当金がたとえ送
金保証を希望しない場合であつても、
旧株の場合は一応認可が要するというこ
とになるわけでありまして、それから新
株の場合は配当金の保証さえ要求しな
ければ届出だけでいい、こういうこと
になつておるのであります。そこで今
申しました認可の申請のあつた場合に
二つになるわけでありまして、新株の取
得であつて送金保証を希望する場合
と、それから旧株の場合は送金保証を
希望する場合と否とを問はず認可が要
るわけでありまして、この二の場合に
認可が要るわけでありまして、その場
合にここに書いてありますように、
株式持分を取得いたしますために用い
ます株が、その取得のために外貨を持
つて参りまして、アメリカ人であれば
ドルを日本に送金して参りまして、こ
れを合法的に交換、つまり為替銀行を
通じまして三百六十円の公定のレート
で以て交換して得た円貨であるか、或
いはドルその他の対外支拂手段と同等
の価値のあるもの、こういうたもの
によつてこの株式を取得する場合でな
ければ認可ができません。つまりた国内
で集めた円貨で以て申請して来た場
合には認可ができません。つまり外貨
とか、或いは外貨に相当する価値のあ
る現物の裏付のある資金でなければ旧
株は買えない。又新株でも送金保証は
得られない、こういうことになつてお

つたわけでありまして、それから杜債貸
付金のはうは一般的に外国から持つて
参りました外貨を交換して得た円貨の
みならず、本邦において適当な事業活
動によつて取得したもので、その他国内
で適法に取得した円貨であれば、この
円貨で以て杜債を買つたり、その円を貸
付金にすることは認可できるといふこ
とになつておるわけでありまして、こ
の杜債の点は、後ほど御説明いたしま
すところによつて、今回は実は條文が
要らなくなつたので削除になつており
ますが、この四項の株式の持分の取得
の基準がこの下の欄にございまして、
に相当しなくなつておるのでありま
す。この詳しくなつております趣旨を
簡単に申し上げますと、今申しましたよう
に株式持分の取得には従来は外貨な
り、外貨の価値と同等の価値のある
もの裏付のある資金でなければ買
えない、認可してはならないとなつ
ておつたのであります。が、さうい
うことに相成りますと、例えば外国
人がAという株式に投資した、と
ころが暫らくそのAの株を持つて
おつた、ところが今度Bという株に
換へたい、こういう希望があります
場合に、このAという株を売却いたし
まして手にいたしました円貨は、こ
れはもはや普通の円という取扱ひを受
けるのであります。その円を以て
はこのBの株は買えない、Bの株を買
うためには、やはり改めてそのために
外貨をもう一度持つて来なければな
らない、従来の法律の前記ではさうい
うことになつておつたわけでありま
す。これでは非常に株式に対して投資
する人の投資意欲というものを無視す
るものであつて、株式投資の實情に副

われないのではない、又この乗換えを認めることにすれば、従来よりも多くの株式投資が期待できるのではなからうかという考えから、今回は最初に外貨なり、外貨相当物が入つておきますれば、それが国内でAからB、BからCというふうに株の銘柄が変わつて行くことは差支えないのではない、一々その都度外貨の送金要求するといふのは余りにもひどいと考えられますので、このような改正をいたしましたわけであり、そこで第四号のイに掲げてございますところは、これは外貨又は外貨相当の価値あるものといふことで従来と変わりありませんが、この口以下につきまして新しいものが入つて参つたわけであり、これは株式持分又は受益証券を売却いたしました得た代金であり、但し株式持分、受益証券は、最初に外貨なり外貨相当物を持つて来て取得したものであつて、その果実又は元本の回収金等の送金保証のすでに得られておるものに限り得てあります。ただそれ以外の株式持分の買却代金であり、しかも、その新らしく株を買いますまでの間の期間を無制限にいたしておきますと、非常にその間の証明等に明瞭を欠くことになり、最初のAならAという株を売りました、これをBという株を買いますには、やはり認可申請が要るわけであり、Aの株を売つて、それからBの株を買うのに認可申請の間が一カ月以上もあつて、場合に、これが認可をしない、やはり継続的に乗替えて行くといふことで、一応売却と認可申請との間を一カ月という制限を設けたのであります。それから、やはり送金の保証のありま

す株又は持分について、会社の解散がございまして、残余財産の分配金を受取つたという場合、そのほかごちやごちやとたくさん細かい規定を並べておきますが、これはまあ余り現実には例が起らないかと考えられますが、残余財産の分配金と同じ取扱ひにして、ドルと同じ扱ひにして新しい株の取得に充てることができるようにしたほうがいいと考えられますものを一応拾つたわけであり、なお最後に締めくくりにして「その他政令で定めるもの」といふのを附加してあります。非常に細かくなつて、この辺は省略いたしました、御質問の際に御説明いたしたいと思ひます。これはやはりこの場合におきましても、そういうものの支拂期日とそれから新しく取得いたします株の認可申請との間に一月の期限を設けておるのであります。

それから二は、受益証券の元本の回収金があつた場合、その代金で以て新しい株を買ひ得る。それから三は、以上述べました代金なり、或いは残余財産の分配金等を或る外国投資家がすでに受取つておつて、まだ新投資に充てておらない場合には、相続、遺贈、合併等が行なはれて、次の代或いは新設の会社がその代金を受取つたという場合には、やはり被相続人、或いは被合併会社と同じようにそのいつた代金を新株の取得に充て得ることにいたしましたのであります。それから後は後ほど出て参りますが、今度外国投資家預金勘定といふものがござりますが、これから出した金は新しい株の取得に充て、以上は株だけに上り上げますが、第四号の頭書きにもありますように、イからへに掲げました円貨は株式のみならず、持分、受益証券、社債、貸付金債権等の取得にも充当し得ることになつております。これが今回の改正の一つの大きな眼目であり、以下の第三項、それから第九條は條文の整理程度でございまして説明を省略いたします。

第九條の二は、外国投資家預金勘定という見出しになつておりますが、これも実質的には後ほど御説明いたすところ、簡単に申し上げます、今回、例えば株につきまして一定の年限を置いた株の売却代金は海外へ送金できることにいたしましたのであります、その場合に、金額を直ちに送金させるというものは日本の外貨事情に不当なる圧迫を加ふる虞れがあり、これを小刻みに送らせるといふ措置をとつたのであります。そういういたしますと、これは送金されます円貨が或る程度の期間国内に滞留するわけでありまして、この滞留しております円貨をやはり特別の預金勘定に入れておきますと、勘定が不明確になる虞れがあり、又その円貨がいろいろ好ましくならん用途にも充てられるという虞れもございまして、こゝにいつた特殊の勘定を設けたわけでございます。この第二項の一号から四号に預け入れられるものが限定して書いてございしますが、これはいずれ送金されるいわゆる送金待ちの恰好になつておるようなものでありまして、いわば待合室のような性質の預金勘定でございます。

次は第二章に参りますが、この第二章は、現行法では大体外資導入のいろいろな形につきまして、どうした場合に認可が要る、どうした場合に認可が要らないか、こゝにいうようなことを規定した條文でありまして、現行法ではおよそ三つに分けて規定してございまして、先ず第一は技術援助契約、第二は株式、持分、第三は社債、貸付金、この三つのタイプに分けて認可の關係を規定してあるのであります、今度の條文では、これに新らしく受益証券が入つて参つたわけであり、これは後ほど御説明いたしますが、先ず技術援助契約の認可の点について、従来とどういふふうに変つたかと申しますと、従来は技術援助契約をいたしました、その援助の対価を外国投資家の自国の通貨で送金するという場合に限り、国内で円貨で受取るという場合でも、すべて外資委員会の認可が要る。但し対価の支拂期間が一年以下の場合は認可が要りませんが、一年以上の場合には、対価を円で受取るが、海外送金しようが、外資委員会の認可が要るということになつておつたのであります、今度の改正におきまして、この点を改めまして、契約の期間或いは対価の支拂期間が一年を超えるものうち、対価を海外に送金した、つまり技術援助契約をいたしました、それから生じて参ります例えばロイヤルティを必ず外貨で送りたい、それについての保証を要求するという場合に限つて外資委員会の認可が要るということにいたしましたのであります。それが第一であります。その次は、従来は技術援助契約を締結いたしましたあとで、この契約の内容について一部変更をしたい、條項を一部分変えたいといふような場合におきましては、従

不要のケースを列挙いたしましたのであります。その第一は、今申上げました外国人相互間の売買の場合。第二は、株式、持分の相続、遺贈の取得による場合。これは従来はどうなつておつたかと申しますと、実は解釈でこの点を補いまして認可が要らないことになつておつたのであります。つまり従来の條文にありますが、取得しようとするときは認可が要するといふのであります。この相続、遺贈によつて取得しようとする場合は、取得しようとする意思が働かないといふ解釈から認可を要しないといふ取扱ひにいたして、第二号に掲げたのであります。第三号は株式を持つております会社が合併した場合でありまして、この場合も合併はそれ／＼の国の法律で合法的に行われ、資産を包括的に承継するわけでありまして、その場合、日本の株を少し持つておつて、その株の引継ぎについて外資委員会の認可が要するといふことにいたしましたので、余りにも無意味でございますので、この場合は認可が要らないといふふうにはつきりいたしましたわけでありまして、第四号は、これは今度を持つております株の株について、それを発行している会社が合併されたという場合、外国投資家は変りはないのですが、この外国投資家がAという会社の株を持つておつた。Aという会社がBという会社と合併したという場合でありまして、これは当然Aの会社の株を持つておつたことについて、当然の権利として割当てられて来るものでありますので、そのBの株を持つておつたことについては別段改めて認可

が要らないといふことにいたしましたのであります。それから第五号に、新商法によつて準備金の資本組入という途が開かれました。これもすでに持つております株の当然の権利として割当てられる株でありますので、今更認可にかけてどうのこうのといふこともございせんので、認可を要しないようにいたしましたのであります。第六号は、いわゆる無償交付の例でございますが、再評価積立金の資本への組入によつて発行される株、これもやはり当然の権利として取得するものでありますから、これも認可は要らないといふことにしたのであります。それから第七号は、分割、併合の場合でありまして、これは実質的には元の株でありまして、これは実質的には元の株でありまして、この認可が要らない。第八号は、利益の配当金のために発行される株、これも当然の権利として取得するべきものでありますから認可が要らない。第九号は、転換株式と転換社債、これはただ形が異なるだけでありますので認可が要らない。第十号は、戦時中敵産として処理されたものが回復される場合であります。これは当然元の状態に復してやるべきものでありますので、今更認可といふこともございせんので、認可が要らない。第十一号は、その補足的な規定として、その他政令で定める場合といふのを設けまして、将来認可にかけないほうがいいと思われる場合がある。そうしました場合にこれによつて規定して行く、認可を外すといふことにいたしたいと考へてゐるのであります。ただここで一つ考へられますのは、議和條約発効も近いわけでありまして、これが発効されますと、恐らく各国との間に通商航海

條約が締結されることになると思ふのであります。その際に恐らく株式の取得といふようなことには内国民待遇を與えなければならぬといふことになることも予想されるのであります。若し仮にそういうことになりまして、先ほども申しましたように、日本で稼いだ金で四貨で市場で旧株を買ふといふことを制限することが條約違反になるというふうな事態が生じました場合には、その際はこの政令によつて認可が要らないといふことにしたいと考へておりました。それはから次の第十二條は、今度新しく入りました受益証券の規定であります。受益証券は御承知の通り昨年投資信託という制度が設けられました。相当多額に発行されてゐるのであります。それから今国会におきましては、貸付信託法という法律が別途たしか大蔵委員会のほうに付託になつてゐると思ひますが、これによりまして、やはり受益証券が発行されることになつてゐるわけでありまして、諸外国の、殊にアメリカにおきましては、この投資信託という制度は相當普及してゐるようでありまして、将来外国人が日本の受益証券を買いたいといふ希望も相當出て来ることも思われます。何分にも今日までのところでは外資法に規定がございせんので、この間の規制は専ら受替管理法によつて行なつてゐる。為替管理法によつて行なつてゐる。為替法によつて、果実の送金保証といふ制度がございせんので、何らかの点を解決しなければ受益証券に対する投資は期待できないだらうと思へますので、今度十二條を以ちまして外国投資家がこの受益証券の元本、果

実につきまして、海外送金の保証を求めるといふ場合には外資委員会の認可を要することにいたしました。そして外資委員会が認可いたしますれば、あとに出て参ります條文によつて為替管理法によつて、こういう細かい規制をしない、許可を要しないで元本なり、果実が送金ができるということにいたしましたのであります。第二項は先ほど株のところで申上げましたように、外人相互間の移転、それから相続、合併といふ場合に認可が要らないといふことになつておりますが、受益証券についても同じ取扱ひをするという趣旨の規定でございます。それから次に社債の貸付金の場合であります。これは現行法はどうなつておつたかと申しますと、上欄に書いてございまして、外資委員会の認可を要します場合には、社債に対する投資或いは貸付金契約が外資委員会の認可を要する他の事項と共に行為される、それはどういふ場合かと申しますと、株式取得は外資委員会の認可が要る、或いは技術援助の契約をする場合は外資委員会の認可が要る、こゝに一つたように、例えば、外国の会社と日本の会社が技術的提携をする、同時に日本の会社の経営に参加するために一定の割合の株を持つ、それと同時に投資計画の一環として、こゝの日本の会社に金を貸してやる、こゝいつた場合には貸付金債権の取得について外資委員会の認可が要る、その代り外資委員会の認可を得ますれば、この貸付金契約に基く元利金の送金が保証される、こゝに一つたように、今申上げましたような場合ではなくして、ただ單獨にこの資金だけを貸すといふ

ような場合には、これは為替管理法によつて縛られるのであります。為替管理法には元利金の送金保証といふような制度はございせんので、従つてただ單に金を貸すだけという場合は非常に取り扱ひに不利な立場に置かれました。送金保証が得られない、これでは今後こゝいつた形の資金的外資を導入する場合に非常に不便で、障害になると考へられますので、今回は下の欄にございまして、果実元本の回収金について送金保証を求める場合には他の認可事項と共に行為される場合と否とを問はず外資委員会の認可を受けることが必要である。その代り外資委員会の認可を受ければ、あとに出て参りますような條文によつて、元利金の送金は保証されるということにいたしましたのであります。ただこの期間が一年以下の場合でありますとか、短期の国際商業取引の決済のための貸付といふような場合には、送金保証をいたします実績もございせんので、これは従来通りといたしました。それから相続、遺贈、合併、外人相互間の譲渡の場合に認可が要らないことは、株式の持分、受益証券の場合と同様であります。以上が大体この四つの形に分けまして認可の関係を規定したのであります。十三條の二というは變つた事柄の條文になるわけでありまして、先ほど御説明いたしましたように、株式につきましても、それから受益証券につきましても、社債貸付金にいたしましても、一定の場合には外資委員会の認可が要らないといふ條文が今度規定されたわけでありまして、そういうふうなこの外資委員会の認可を受けなくて、

こうしたものに対する投資が行われた場合に、送金の保証をどうするか、外資法の建前は冒頭に御説明いたしましたように、外資委員会が導入の際に一度スクリーニングする、そしてそのために認可制度をとつておるのであります。その代り認可をいたしました場合に、その後の送金を自由にする、こういう建前になつておるのであります。今申しました二、三の例のように、認可が要らない場合には、それではどのような方法によつて送金を保証するかという問題が出て来るのであります。それは十三條の二によつて、投下外国資本の指定ということで認可は要らないけれども、送金保証を求める場合には、指定の申請をして頂く、そして外資委員会が指定をいたしました場合には送金が保証される、こういうやり方にいたしましたのであります。その場合指定につきましては、余り長い間、例えば相続、遺贈、合併が行われてから相当長い間、間を置いて申請されまして、その間の事情が不鮮明になる虞れがありますので、一応期限を設けまして、三カ月以内に指定の申請をして頂くことになつております。今申しましたように、認可が要らない場合とすることがありますので、どういふ株かということ、この一号、二号、三号、四号、五号、六号というものに大体列挙してあるのであります。これは先ほど株のところで、御説明いたしました認可が要らないという規定を設けております。第十一條の第三項にまあ対応するものであります。詳細な御説明は省略したいと思ひます。それから十三條の三は、これは又別の事柄でございますが、技術援助

の対価であります。株式、持分、受益証券、それから社債、貸付金の果実、元本、それから残余財産の分配金といったような、投資に基きます果実、元本をすでに送金ができる状態になつておりますものを或る外国の投資家が持つておりましたところが、その外国投資家が死んで相続が行われる、或いはその外国投資家が会社の場合に、会社が合併されて新しい会社になつたという場合には、前の被相続人なり、被合併会社に送金の保証が與えられておつたものを、引続き相続人なり、合併によつて新設された会社に保証を與えようという趣旨の規定でございます。その場合にはやはり三カ月以内に確認の申請をして頂く、非常に條文はこま／＼と細かく書いてございまして、要するにそういうことを規定いたしましたのであります。

それから十四條であります。これは指定の條件という條項であります。外資委員会が従来認可をいたしました場合には、いろいろ條件が付けられる。無條件に認可いたします場合は勿論原則であります。日本の経済を保護するといふ立場から、これだけの條件は是非満たしてもらなければ困るといふような場合には、認可をするに際しまして條件を付けておつたわけでありまして、第二項にありますが、送金について為替管理の主管官庁が認可の條件を付けてほしいというところを外資委員会に言つて参りました場合には、それをそのまま認可の條件の中に包含させる、こういうことになつておつたのであります。ところが従来ははつきり書いてございまして、認可をするに際して條件を付けることができるという事になつておりまして、一度付けた條件はもう変更の余地がないということになつておつたのであります。ところがこれでは当事者が非常に困る場合があり得るのではなからうか。例えば最初の導入の際には、或る点について不安があつたために一定の條件を付けた。ところがその後時日の経過と共にそういう不安は解消したという場合が予想されるのであります。その場合には当事者がもうその心配はないから條件を除いてほしいということを言つて参りました場合に、それを認める余地が只今は全然ございせんが、止むを得ないという事情があります場合には、当然認めてやつて差支えないと思われまして、そういうことができるように根拠を十四條に設けたわけでありまして、

次に第三項に参りまして、これは送金の保証に関する規定であります。非常に厄介な條文であります。大体どういふ事柄を規定してあるかといふことを簡単に御説明することにいたします。従来は非常に送金の保証は簡単でございまして、十五條一條あるだけであります。従来は十五條は、どういふことが書いてあつたかと申しますと、このいろいろ／＼な形の投資について、投資をいたします場合に、認可申請書の中とか、或いは、いろいろ／＼な契約書、技術援助契約とか、貸付金契約の場合に、契約書の中ではつきり元本、果実を海外送金したいといふことを明瞭に示しまして認可を申請して来た場合には、外資委員会の認可があれば為替管理法によつて許可は必要でない。外国為替及び外国貿易管理法第二十七條というのは、海外に対する

送金を縛つておる條文でありまして、この條文についてもはや支拂が認められたものとするという規定のいたし方をしまして、従つて一般の許可、為替管理法による許可は必要でない。但し先ほど十四條で申しました條件を付けた場合は、その條件に従わなければならぬ。第二項は、社債、貸付金債権の場合には、一番最初申しましたように、第八條の第五号がございまして、国内で合法的に取得しました円貨で、社債を取付たり、貸付金債権ができることになつておりますので、そういう場合は何もドルその他の外貨なり、外貨相当の裏付けのあるものは日本に入つておられませんので、そういうものに基く元本、果実を送金させることは不適当でございまして、これを適用しないということにいたしましたのであります。第二項と第八條の社債、貸付金の認可基準の條文は、今度の社債、貸付金の認可が送金保証を希望する場合だけ外資委員会の認可が要するということになつておまして、それ以外の場合は別段触れておりませんので、この條文は必要がなくなつて参つたわけでありまして、この十五條は従来は技術援助の対価、配当、それから株式、持分の配当金、それから社債、貸付金の利子、元本といふものは一括して規定しておつたのであります。今度のものでよつて取扱いを異にいたしました関係上、この條文が十五條と十五條の二、それから十五條の三、四、四つの條文に分れて参つたわけでありまして、十五條は従来と全然變りになります。技術援助の対価の場合或いは社債、貸付金利子、元本の場合、これはこの契約自体を外資委員会が認可いた

しますれば、その契約の條項に従つた送金は別段、特別の條件を付けた場合はそれに従わなければなりません。そうでない場合はこの契約通りの送金をして差支えないといふものでございまして、これだけを別の條文の一つにまとめたわけでありまして、ただ變つて参りましたのは、先ほど申し上げましたように、認可が要らない場合がありまして、その場合は指定の申請をして頂く。指定の申請があつて外資委員会の指定があつた場合には、この送金が保証されるというのが新しく加わつて来たわけでございます。第十五條の二は、多少細かい認定を要するものを集めて、株式、持分と受益証券の果実と元本についての送金の保証について規定してございまして、第十五條の二は、やはり元の十五條と同じように、外資委員会の認可があるか、或いは外資委員会の指定があつたときには送金保証が得られるといふことを言つておるだけでありまして、その場合にどういふ範囲のものが送金保証されるかといふのは、この一号から四号まででございます。で、株式、持分又は受益証券の果実、これは配当金であります。これは従来と同様、別段制限なく外資委員会が條件を付けません場合は原則として送金できる。それから、これは大体期限の定めがあるものでありますので、最初に認可をいたしました場合には期限の点なんかをよく審査いたしました。この償還株式に対する投資が差支えないかという認可を下しました場合には、この利益を以てする償却金は／＼送金できるとい

うことになつておるのでありますが、厄介なのは、この三と四でございまして、三は株式の売却代金であります。この株式の売却代金につきましては、或る外国投資家がその株を買ひましてから引續き三年間持つておつた後に売却いたしました代金でなければ送金を保証しない。今日買ひまして明日なり、一年たつたところで売つて、その金を家へ送りたいというのは認めないで、引續いて三年間持つておつたものでなければならぬといふことを言つておるのであります。で、條文として細かく書いてありますのは、実は大きな括弧が二カ所入つておるのであります。この括弧を入れました趣旨は、この三年の起算点をどこにするか。特別の場合に三年の起算点をどこにするか。といふことを言つておるのであります。最初の場合には、或る外国投資家がAという株を買つた。ところが、その株を發行してあります会社が合併されて、新設された会社の株に形が變つたといふ場合には、その新しい株を持つた時から三年を計算するのでなく、元持つておつた株を買つた日を三年の起算点とする、こゝういふ趣旨が前の括弧であります。それから合併の場合に限らず、分割、変更があつた場合もそうであります。それからあとのほうの括弧は、その或る外国投資家が持つておりました場合に、その間に相続、遺贈が行われた場合或いは外国投資家自身の合併があつたといふ場合には、相続人なり、新しい新設の会社が相続、合併によつて取得した日から三年を計算するのでなくして、最初に被相続人なり、被合併会社が取得した日を三年の起算点とする、前に遡るの

であるといふ趣旨を明らかにするため、この括弧が二つ付いておるわけでございます。この括弧を除いて讀んで頂けば、そうむずかしい條文ではないと考へております。

第四項は受益証券の元本の回収金でございます。これは株のように何年という期限は設けませんで、受益証券の約款できまつております契約期限が参りますれば、その回収金を送金保証するといふ趣旨であります。この場合二つとも但書が付いておまして、外国投資家預金勘定が出て参りますが、これは先ほど申しましたように、この期限が過ぎまして売つたものはまる／＼全部送らせません關係上、これを一度外国投資家預金勘定に入れる。その入れますのは三カ月たつたあとで入れられては困る。成るべく早く入れてもらふ必要がある。この三カ月以内に入れておかなければ送れなくなるのであるといふことを言つておるだけでございます。

それから第二項一号はやはり送金の保証であります。売却代金の場合と違ひまして、残余財産の分配金がどうなるか。或る会社の株を持つておりましたところが、その日本の会社が解散した。その場合に残余財産の分配金を受取つたといふ場合には、やはり元の株式が送金保証されているといふ場合には、最初の取得の日から三年たつたのち、やはり送金の保証が得られるといふことにいたしておるわけでありまして、括弧が二つ付いておりますのは、前の売却代金のところでも申し上げたことと同じことでもあります。それから第二号は外国投資家預金勘定の利子、これは当然に送金を許す。今御説

明いたしました第十五條の二は、どういふものが送金保証されるかと言つておるのであります。第十五條の三は、今度は送金保証をされるところの元本の回収金の送金額を制限しておる規定であります。例えば売却代金で申しますれば、三年たつたあとで売つた場合にはその全額を送れるといふのではなくして、これを小刻みに送らせる。受益証券に對しましては元本の償還を受けたときに全部を送らせるといふことにいたしました。外貨事情に對する影響を考慮いたしました。これを何年間に分つて送らせるといふことにいたしましたわけでございます。

第十五條の三の第一項は売却代金についての規定でございます。これもやはり同じような趣旨の三年という言葉が出て参りますので、この起算点の關係から同じような趣旨の括弧が出て参ります。これを除いて讀んで頂きますればよくおわかりかと思ひます。要するにこの三年を經過したあとでは毎年二〇％ずつ送金を認めようといふことでございます。この二〇％という計算のやり方には二通りあるのでございまして、その二通りのいずれの方法によつてもよいという規定のいたし方があります。例えば或る投資家がAという株を百株買つた。それを三年間持つておつた。三年間經過した後にはこの百株全部を売ります。その売却代金の二〇％を送金するといふことも勿論認められます。そうではなくて取りあへずその百株のうち二十株だけ売つてあとの八十株はまだ持つておるといふ場合は、その二十株を売つた代金はこれをまる／＼送れる。株数で参ります場合と、金額で行きます

場合と、この二つの方法のいずれによつてもよいことになつておるのであります。これは毎年最高限二〇％ということでありまして、普通に送り得るにもかかわらず送金しなかつた。翌年に行つて前の年の分と合せて四〇％を送りたいといふことを申しました。これは認めないのであります。その場合には送り得るのは二〇％です。それから、本来ならば五年で全部送金し終るわけでありまして、その間一年なり、二年なり送金を怠りました場合には、全部送るのは六年なり、七年先に延びるということになるわけでございます。それから第二項は受益証券の償還期限について、やはり同じく二割ずつ出すという規定。それから第三項は、残余財産の分配について、やはり毎年二割ずつしか送らせないという規定でございます。で、第四項はそういう送金の制限は銘柄ごとに計算するといふことになつておるのであります。それから第十五條の四は、先ほど送金を當然認められておりますところの元本果実を持つております外国投資家が死んで、相続によつて他の外国投資家が取得した、或いは合併が行われて新しい会社が取得したといふ場合に、後の代の投資家には当然送金を認めてやつていいわけでありまして、先ほど御説明しましたところによつて確認の申請をさせまして、そうして外資委員会が確認をすれば送金が認められるといふ保証の實體の規定が第十五條の四に出て参つておるわけでありまして。

大体以上で今回の改正の大きなポイントは御説明をし終つたわけでありまして、あと附加えて申上げたいのは、七十六頁の報告の徴集の規定でございます。上欄にもございすように、第二十四條は、従来報告が必要でありましたのは、認可を受けて契約を締結したり、株式、持分、社債又は貸付金債権を取得したときはその旨を外資委員会に報告する、つまり認可申請をした事後の履行報告に過ぎなかつたのであります。今回は新たに第二項を設けて、広く外国投資家、その相手方その他の利害關係人から外資に関する法律の施行を確保するために、必要な限度において報告を徴集することができるということにいたしましたのであります。例えば技術援助契約をいたしました場合、果してそれがどの程度実効が上つておるかといふようなことを事後審査する必要があるといふので、そういうた報告もとれるようにいたしました。又株式の發行会社も、この利害關係人に入るかと思ひます。又外国投資家預金勘定の場合であります。又外国為替管理委員会もこの利害關係人の中に入るかと思ひます。随時必要な報告をとり得るよういたしましたわけでありまして、本文のほうは大体その程度にいたしました。この新旧對照表には附則が付いておりませんが、この附則はこれらの国会で配られました法律案、改正法そのものの最後のところに表などが入りまして非常に細かいせりふが付いておりますが、お讀みになつて何のことだかわからなくなると思ひます。私も私どももとき／＼思ひ出すに苦勞するくらいでございます。要するにこゝでこの附則を設けました趣旨を簡単に申し上げますと、従来の法律によりまして、外資委員会は株式の取得をどん／＼認可しておるわけ

であります。その場合に配当の送金は保証されますが、従来はその元本については全然保証の途がないわけでありまして、すでに外資委員会の許可を得て取得いたしましたものについて、それでは売却代金をどういう扱いにするかということですが、これは今後入つて参ります投資について元本の売却代金を、元本の送金を認める以上、それより先に入つたものに対して、これを拒否して不利な扱いにするということは到底できませんので、前に入りましたものにつきましても、やはりもう一度審査をいたしまして、適当なものでございませうれば、元本の配当を、元本の送金を認めることにいたす必要があるかと考えられますので、その場合には改正法が施行されてから三ヶ月以内に、やはり先ほど申しました認可が要らない場合と同じように外資委員会に指定の申請をして頂きまして、外資委員会が指定した場合には、従来入つたものについて、配当のみならず元本についても送金保証が得られるようにしようというのが、この附則を設けました一番大きな問題で、あとは法律、技術的な、従来認可いたしました保証の効果が将来も変りがないというようなことを規定した條文でございまして、実質的には今申しましたのが一番大きな問題であります。以上非常に長くなりましたが、一応條文の御説明を終ります。

○委員長(佐々木良作君) 議事の進行方法につきましてちよつと御相談申し上げたいと思ひます。速記をとめて下さい。

(速記中止)

○委員長(佐々木良作君) 速記を始め

て下さい。それでは一応の説明が終りましたので、直ちに質疑に入りたいと思ひます。質問のありますから逐次御発言願ひます。なお政策的な大きな問題等々につきましては、いづれ安本長官等をして質疑を行ななければならぬ問題が出て来るかと思ひますので、成るべくならば外資委員会の事務局内で答えられる問題から先にしたいという話であります。

○下條議員 それでは最初にこの法案を審議する参考として、三ちよつと御質問したいと思ひます。第一番にお尋ねしたいのは、今まで外資法に基きまして入りました外資がどれくらいになつておるかということが一つ、いま一つは、入りました国はどの国からどれくらいということとを……

○委員長(佐々木良作君) これは資料要求として、前の関連法案をやりまして、たときに須藤委員でしたか、からも御要求になつておりましたので、概略の御説明を願ひまして、あとで一つ資料としてはつきり御提出願ひたいと思ひます。

○政府委員(賀屋正雄君) お答えいたしますが、委員長からお述べになりましたように、只今事務局におきまして詳細な資料を調製中でございまして、来週の月曜日に手許に差上げられるかと存じますが、お尋ねがございましたので、今日は簡単に口頭で御説明いたしておきたいと思ひます。先ほど御説明しましたように、現行の外資法で外資が入つて参ります場合には、その形態としては三つ考えられておりました。先ず第一は技術援助契約、この技術援助契約と申しますのは、資金という点から申しますれば、むしろ外

貨が出て行くほうでありまして、例へば特許料の支拂いだとか、或いは面だといつたような恰好で外貨が消費されるのが普通でございまして、大きな目から見ますと、この技術の導入ということも非常に意義のある外資の導入方法でございまして、その技術を導入いたしましたして、諸外国に匹敵し得るような優秀な近代的な製品を作り出して、それをどしどし海外に輸出することによつて外資を稼ぐという意味で外資導入になりますし、又従来は日本でもできませんので、止むを得ず外国からの輸入に仰いでおつたと、というより製品が、技術導入いたしましたして日本人自身がこれを使いまして、その輸入が余り必要でなくなつて来るという意味では、消極的外貨の節約ということでも日本の外貨事情の改善に役立つわけでございます。そういう意味でまた外資導入の第一計画として上つておるわけでございますが、この技術援助契約といつたしまして、一昨年の五月から今年の三月末までに外資委員会認可いたしました契約の件数は百三十二件という数字になつておりました、このうち米國が大部分でございまして、百一件に上つておりました、あとはヨーロッパの小國、例えばスイス、スウェーデン、デンマークというやうなところが若干ずつあります。先ず大部分は米國であります。で、この入りました技術がどういふ産業に入つたかといふ業種でございますが、やはり一番多いのは機械でありまして、これには輸送用の機械、例えばディーゼル・エンジンの技術でありますとか、それから電気機械、電信電話その他の器具、それからこれには電線等も入りますけ

れども、そういったものが圧倒的に多いのであります。次に多いのが化学工業部門でございまして、これは代表的なものは、御承知の第二次大戦中に非常にアメリカにおいて発達した合成樹脂関係、合成纖維関係、塩化ビニールだとか、そういったもの、或いはいろいろな新薬、薬品等がこの中に入つておるのでございまして。あとゴムでありますとか、金屬関係にも若干入つております。で、これはこの技術の価値を金額的に評価いたしますれば、恐らく莫大な金額に上るであらうと思はれるのであります。その評価の方法が実は非常に困難でございまして、只今までのところでは確定した評価方法がございせんので、技術の導入が金に直してどれくらいの値打があるかということ、まだちよつと申上げる段階には至つておりませんが、曾つてこの國會でも大蔵大臣の御答弁があつたと思ひますが、これは二月末までのところ技術の契約の認可されたものにつきまして、毎年の技術料その他の対価の支拂額を元といたしまして、これは例へば五分というやうな年利を以て複利の方法によつて還元して出した数字としては一億七千万ドルという数字が出ておりますが、これは二月末でございまして、それからも数件認可されておりますので、もつと大きな金額に上るかと思ひます。その次は株式持分の関係であります。これは円で申しますと、外資法施行以来三月末まで六十億、約六十億の投資ができております。そのうちこれは先ほど御説明いたしたんですけど、実は外資法は昨年の四月通常國會におきまして一度改正を行なつておりまして、この改正

は外貨を売つて来た金或いは外貨に相当する価値のある、裏付のある円があれば市場で以て旧株を買つてもかまわない、認可され得るという改正を行なつたのであります。それまでは市場株を買うということは全然認められておらなかつたのです。……いや全然今のは間違ひまして、極く限られた場合、つまり投資計画の一環として行われるというやうな法律の言葉を使つておりました。即ち極く限られた場合以外、旧株が買えないということになつておつたのであります。昨年の改正で一般的に外貨を売つてくれば、或いは外貨と同等の値打のある現物を売つて来て円に換えたものであれば、それで以て旧株を買えるということにしたのであります。今申しました六十億のうち、こうした方法によりまして、証券市場を経由して取得しましたものが合計五億六千万円という数字に上つておりました。実はこれはだん／＼最近増加の傾向にあるのであります。殊に今回の改正をいたしましたことによつて、この数字は将来相当多額に上るのではないかと予想されておるのであります。又第三の貸付金債権の取得であります。これは実は先ほど御説明しましたように、従来外資委員会の認可を要すれば、従つて元利金の送金保証が得られる場合が非常に限定されておりました。單獨貸付をするというやうな場合には、送金保証の途がなかつたというやうな関係もございまして、たので、ケースといつたしましては、極めて少なく、僅かに件数で十件程度でございまして、金額といつたしましては、認可いたしましたものは、三月末までのところ七十八億四千五百万円

という数字に上っております。これはいづれもこの株式投資でありますとか、技術援助契約とかいうものと関連して行われたものでございまして、業種別に申しますれば、やはり石油関係が一番大きなものであらうと思ひますが、それから株式については申落しました、業種別に後ほど細かい資料はお出しする予定にしております。やはり一番大きなものは石油関係の取得が一番大きなものであります。大体今日までに入りました外資の状況は以上であります。

○下條義兵君 今のこの株式、それから貸付金債権ですね、これは全部アメリカですか。

○政府委員(賀屋正雄君) 今細かい資料を持つておりませんが、大部分アメリカだと云つて差支えないかと思ひますが。

○下條義兵君 アメリカ以外には……大部分アメリカで、アメリカ以外は全然……どこですか。

○政府委員(賀屋正雄君) 貸付金債権は全部アメリカであります。株のほうは若干英国その他の国が入つております。

○下條義兵君 このアメリカなり、イギリスなり、ユダヤ系の資本があるかないかというところはわかりませんでしょうか。

○政府委員(賀屋正雄君) ちよつとそこまではわかつておりません。

○下條義兵君 この外資法ができる前に、例えばサツソンのようなものはずつと前から来ておりましたし、華僑もたくさんおつたのですが、従つて日本の株式なんかも相当名義はどうなつておるか知らんが、実際には取得され

てあるのじやないかと思ひますが、この将来の扱い方などについて何か対策をとつておりますか。

○政府委員(賀屋正雄君) 株式取得につきましても、先ほど申し上げましたように、内々集められた円貨では旧株は買えないというまあ法律の規定になつておりますが、よく世間では、第三国人等が事実上旧株を買つておるケースが多いのじやないかというのを言われておるのではありませんが、まあ全然さういつたケースがないとは申し上げかねると思ひます。まあ株式取引の事情から申しますと、他人の名義で買つような場合は、これはいたし方ないと思ひますが、若干さういつたケースがあるかと思ひます。これはやはり配当を自分が確実に手にするということを求めます以上は、当然自分の名義に書換えなければならぬというふうなことになると思いますので、まあ大した弊害はないのじやないかというふうに考へております。

○木内四郎君 今のちよつと関連しているのですが、今お話になつたように、外国人はここで儲けた円貨で株を買ふというところは、この外資法の適用の範囲外ではないですか。何も外国人が儲けた円貨で以て株を買ふ、外国人が買つて自分の名義にするということとは禁止してないのではありませんか。これはこの法律の適用範囲外でしよう。

○政府委員(賀屋正雄君) ここで儲けた円貨で以て株は買えない、外国人は株の取得について認可が要る、その場合にさういつた金で買ふケースは認可されないというところは、はつきり規定しております。

○木内四郎君 外国人が持つておる円貨で株を買つちやいけなないのでですか。

○政府委員(賀屋正雄君) その通りでございます。

○木村義八郎君 資料を出して頂くとき、技術導入に対する関係で、株式ですね、それからまあ債権ですね、その条件ですね、これがわかりましたら併せて知りたいのです。例えば石油のほうに入つて、向うの外資の入り方の条件で、どういふ契約であるか、条件ですね。それから株の場合、その入つてくる株の配当とか、さういふものをな

ぜ知りたいかというところ、一旦入つた外貨がそれによつてどのくらい今度はこつちに出て行くか、そつちのほうを知りたいのです。例えば非常な高率配当で、四か年くらい二割五分の配当をすれば元がとれるわけですね。その入り方を知らないので、さういふ意味での資料を併せて出して頂きたいと思ふのです。

○政府委員(賀屋正雄君) 外資が入ります場合の条件であります。この技術援助契約の場合は、実は条件はその契約によりまして非常に千差万別でございます。又非常に複雑な規定の仕方をしておる場合もあるものであります。例えば、ディーゼル・エンジンの場合のロイヤルティを計算するといふようなことで、ちよつと条件を一々全部について明示するといふことは困難かと思ひます。従来は外にも発表いたしておりません。細かい条件は余り外部には出しておりません関係もありまして、特に御質問がありましたらお答えするといふことにいたしますと思ひます。それから、出て参りますほうは、これは今申しましたように、外資法で保証をいたします場合、外貨予算に必

ず組んでおるわけでありまして、その外貨予算で、毎月どういふふうな額に基いて送金されて行くかという数字は、これは用意をして提出いたしたいと考えております。株の配当につきましても、今日までのところでは、十四條で条件が附けられておることになつておりますが、現実には条件を附けたあれはございせん、無条件送金を認めておりますが、今日までのところでは送金の実績はまだ外資法が施行になりましてから、三月までであつて、技術援助の対価配当金、それから貸付金の利子全部を加えて、ドルに換算いたしまして六百万ドル程度という数字で比較的小さなものでございます。

○木村義八郎君 その技術援助のほうはたくさんあつて、一々これを個々のケースについては困難でしょうが、併しその中で大体タイプカルなものがあるじやないかと思ふのです。大体その中で石油関係なんが多いでしようが、その中でタイプカルなものがあつたら、それを二、三でいいのです。どういふ形で入つて来るものかという形を知るサンプル的なものでいいのです。

○委員(佐々木良作君) 石油なんかで大体似たような条件というのはないですか。

○政府委員(賀屋正雄君) できるだけ条件はお示したいと思ひますが、実は同じ業種でも又いろいろ違う場合もありますし、計算方法の違う場合もありますし、なか／＼これは厄介でございますが、何とか考へて見たいと思ひます。

○木村義八郎君 私が知りたい目的は、技術援助というものは大体どうい

うような条件で入つて来るかというところが知りたい。大体の傾向ですね。それと合つたようなものがあつたら……非常に困難ならば強いであつたのではない。それから配当については、今持たれておる株式の種類なんかは、出されるときに、その配当が現実にとどのくらいになつておるかというふうなことも併せてわかりませんか。又どういふ株式を持つておるということがわかれれば、その会社の株が今何割配当だといふことはこつちで調べれば調べられなうことではないのですけれども、何かさういふ簡単に資料として出せるものがありましてら出して頂きたいと思ひます。

○政府委員(賀屋正雄君) 配当の送金は、従来までのところは月別に配当金の送金としてだけだけ外貨が出て行つたかという数字はお出ししたいと思ひます。将来の見通しはちよつとどういふものに入るかわかりませんので……

○木村義八郎君 さういふ資料ではない、どういふ株式が持たれておつて、その株が何割くらい配当しておるものかということなんです。こつちのほうなんです。債権関係のこの条件はわかるのです。技術だけじやなく、さつ

きあな言われた債権……

○政府委員(賀屋正雄君) 貸付金契約の場合は全部わかりました。

○木内四郎君 さつきの関連して、ちよつと一言だけ……

○委員(佐々木良作君) 今の資料の要求の目的がおわかりだと思ひますから、成るべくその目的に關する資料を出して頂きます。足りなければ説明で補つて頂くなり、或いは又その次に考へて行きたいというふうな

うような条件で入つて来るかというところが知りたい。大体の傾向ですね。それと合つたようなものがあつたら……非常に困難ならば強いであつたのではない。それから配当については、今持たれておる株式の種類なんかは、出されるときに、その配当が現実にとどのくらいになつておるかというふうなことも併せてわかりませんか。又どういふ株式を持つておるということがわかれれば、その会社の株が今何割配当だといふことはこつちで調べれば調べられなうことではないのですけれども、何かさういふ簡単に資料として出せるものがありましてら出して頂きたいと思ひます。

○政府委員(賀屋正雄君) 配当の送金は、従来までのところは月別に配当金の送金としてだけだけ外貨が出て行つたかという数字はお出ししたいと思ひます。将来の見通しはちよつとどういふものに入るかわかりませんので……

○木村義八郎君 さういふ資料ではない、どういふ株式が持たれておつて、その株が何割くらい配当しておるものかということなんです。こつちのほうなんです。債権関係のこの条件はわかるのです。技術だけじやなく、さつ

きあな言われた債権……

○政府委員(賀屋正雄君) 貸付金契約の場合は全部わかりました。

○木内四郎君 さつきの関連して、ちよつと一言だけ……

○委員(佐々木良作君) 今の資料の要求の目的がおわかりだと思ひますから、成るべくその目的に關する資料を出して頂きます。足りなければ説明で補つて頂くなり、或いは又その次に考へて行きたいというふうな

したいと思ひます。

○木内四郎君 さつき質屋政府委員に伺つたときに、外国の投資家が日本の株式を取得するには許可が要る。認可が要るということをおつしやつた。それならば第十一條に「外国投資家は、日本の法令により設立した法人の株式又は持分（次項に規定する株式又は持分に該当するものを除く。）を取得しようとするときは、外資委員会規則で定めるところにより、外資委員会の認可を受けなければならない。」この規定によることですか。

○政府委員（質屋正雄君） その通りです。

○木内四郎君 この規定で「外国投資家」という字は外国人という意味ですか。

○政府委員（質屋正雄君） 外国投資家の定義は、実は御説明を省略いたしました。第三條の第一項の第一号に規定してあるところにごさいます通り、先ず第一は、為替管理法の非居住者、これは法人を除きまして個人の場合であります。非居住者でありますので、つまり海外に住居を持つておる人、これは外国人でありまして、日本人でも、例えば一世のような者はこの外国投資家に入るわけでありまして、それから口は外国法に基いてきておりまして、会社法は外国に本店のある会社、ハは口に掲げるものが直接、間接に株式、持分を全部持つておつて、その会社を支配しておるようなものは、たとえ日本の法律であつても、実質的な面を捉へまして、その次の二に當つてあるのもさうでありまして、外国投資家という扱いをしております。それからホに、その他外国人の財産取得に關する

政令第二條第一項に掲げるものと申しまして、この政令五十一号で、いわゆる外国人と言つておられますものは、イからニのところまでは出て来ないものがあります。それはつまり日本の国内に住居を持つておられます外国人で、日本の国籍を持たないもの、これをホで以つて拾つておるわけでありまして、○木内四郎君 よくわかりました。が、実は私はイ、ロ、ハ、ニまでのものを考へておつたのですが、ホによると、国内におるすべての外国人も含むということになるわけですね。

○政府委員（質屋正雄君） 今度政令五十一号は、ボツダム政令でありますので、すでに国会で御協賛を得まして公布になつておりました。平和條約の効力発生と同時に施行になるわけであり

ますが、政令五十一号の第二條のところにやはり外国人の定義の規定がございます。いろいろございまして、その第一は日本の国籍を有しないものというところでありまして、日本に住んでおられます外国人も外国投資家の中に入るわけでありまして、

○木内四郎君 そこで問題はイ、ロ、ハ、ニまでの普通の株式の取得その他を制限するという意味はわかるのですが、そのほかの、外国人が日本に住んでおつて持つておる円で株式を取得することを制限するというところは適當であるかどうかというところは、意味があるかどうかという問題もあるのです。が、それまでやはり続けて制限して行かなければならぬのですか。

○政府委員（質屋正雄君） 御指摘の通り、その点は問題のある点でございます。外資法が認可を要するほかの投資の形態はすべて送金保証を求める場合

合というふうなことになるております。結果、この株式だけがその点の唯一の例外になつております。この点はいろいろ問題がありまして、民間の中にも御意見が分れておるところでございます。が、今日の日本の経済の立直りの状況からいたしまして、又株式の価格が現在相当回復はして参りましたけれども、なお非常に低位にあるというふうな事情からいたしまして、少額の外貨で以て非常に多くの株式を所得せられような場合も、まだ全然ないとは考えられませんが、株式についてはまだ少し当分の間はほかの投資よりもやきつく縛つておくほうがいいのじやないかという考へ方から、こういうふう

に規定してあるわけでありまして、

○木内四郎君 御趣旨の点はよくわかるのですが、今少額の外貨とおつしやいたしました。外貨でなくて国内で持つておる円貨ですね、その円貨で物を買ふことを制限するというのは、如何にも機会均等を害するやうなことになるという気がするのですが、外貨を少しでも持つて来て、それでたぐさんの物を買ふというのなら制限する必要はあるかも知れませんが、国内で獲得した円貨を以て国内の物を買ふことを抑えることは適當かどうかということですね。

○政府委員（質屋正雄君） 国内の円貨は、例えばモーション・ピクチャの金でありますとか、或いはその他印刷出版業等に基づきまして、相当の円貨、この数字はつきりつかめないのじやないかと言つておられますが、こいつた金は、これは外国人の円貨ではありま

すが、外国人が所有しておるといふことで、潜在的には一種の対外債務といふことが言えると思ひのであります。これはこいつた外国人支配の潜在債務が日本に残つておるといふことは、将来の国際収支という点を考えますと、余り歓迎したところではないのでありまして、そのときの外貨事情で送り得るものはすつかり送らして、その代り送れないものは永久に送れないといふふうにはつきり勝負を付けるというものが、将来の為替管理をやつて行くにやうなやりやうというふうに思われるわけでありまして、この潜在的な円貨債務でありますところの外国人支配の円貨は少くなつて行くべきものである、こゝ考へられるわけでありまして、そ

ういったものの投資を自由に認めますと、それがいへば、な方面に投資せられまして、本来少くなつておることを希望いたしますものが、だん／＼株式投資その他の形の投資によつて膨れて行くといふことは、将来の為替管理を考えますと余り芳ばしいことではないのじやないか、そういうことから、この円貨については、現在のモーション・ピクチャの金でも非常に使用を制限いたされております。それと同じ思想で以て、これによつて株を買ふということ

は認めないということになつておるわけでございます。

○木内四郎君 今お話のモーション・ピクチャとか、出版の關係においてアキムニエートする円貨、これについては、今お話のやうなことは當然だと思ひののですが、それについてはこの法律によつて抑えておるのじやないのですか。私が伺ひのは、そういうものでなしに、国内においてお互ひにここに

持つておる金によつて買ふといふやうな場合のことを伺つておるのです。今のモーション・ピクチャとか、出版とかいふ場合なら、これは當然一つの大きな問題になつて、この法律の適用によつて何らかの形で抑えられるのが私は當然だと思ひののです。若しそういうことを抑えるという趣旨ならば、私は了解できると思ひののです。

○政府委員（質屋正雄君） それを抑えるのが一番大きな狙いでありまして、それに伴ひまして、例えばこれは一つの、適切な例ではないかも知れませんが、ちよつと外国人が旅行をして、余つた金で以て株を買ふとか、或いはさうでなくとも、国内に移住して参りまして住所を持つておる人が、日本でサナリーを得て余つた金で、個人の極く少額な資産投資的な意味で株を買ふといふのも一緒に抑えられることになつて来るわけでございます。これも區別をいたしますのは困難でございますので、先ず全部制限する、この点で先ほどもちよつと触れましたが、将来の通商航海條約の締結如何によつては、或いは縛り得なくなる場合も出て来るのじやないかというふうに考えられますが、その場合は別段法律の改正をいたしませんでも、先ほど申し上げました一條の政令を出しまして、認可不要のケースをここに規定する、こういうことになつたと思ひの思ひます。

○下條議員君 私ちよつと先ほどお尋ねしたユダヤ資本の問題とか、或いは第三国人の資本の問題というものは、日本の経済の将来に対して大きい問題だと思ひのには、私は政治に対する関心からいつても無関心でない問題だと思ひののです。外資委員会なり、そ

○政府委員(實業正雄君) 外貨の入つて来る面と出て行く面につきまして

は、御承知のように外貨予算の制度ができておりまして、この運用のよろしきを得てやつて行けば不安はないと思

いますが、なお法律の制度といたしましては、この外資法自身第五條に規定してありますように、海外負債が非常に多くなつて、将来その負担がし切れないような虞れがある場合には、新しい外資導入について許可をしてはならないと、一時許可をストップいたしまして、そして内閣において新方針を決定いたしました、その決定した方針に従つてその許可、認可その他の行政処分を行なつて行くという制度になつております。

○須藤五郎君 もう一点、百分の二十という数値を決定した根拠は何かあるのですか、向うとの話合によつてそういうところに落着いたのですか、どうな

んですか。

○政府委員(實業正雄君) 勿論諸外国の投資家の要望も聞いておりますが、要望はむしろこれ以上に緩くして欲しいといふこととございますが、大体の感じといたしまして、五年間くらいで分けて送らしたらどうかということでありまして、数字的なはつきりした根拠は別段ございません。

○須藤五郎君 ただ漠然と五年にしたというのですか。

○波多野鼎君 経営參與的株式の取得というやつですね、あれは外資委員会

の認可を受けるのですか。

○政府委員(實業正雄君) 勿論受けま

す。

○波多野鼎君 その経営參與的な株式取得というものは非常に大きなものに

なつていふと思つております。今石油は特殊な例であるからとおつしやいました

が、石油だけではございません。これは去年の六月の現在だけでも、例えば日本金銭登録なんという会社は七〇%

をアメリカ資本が持つてゐるのです。その他挙げれば幾らもありますけれども、経営參與的な株式取得という形で

ぐんぐん日本の事業界が支配されて行

きつてゐるという事実は政府のほうでも認めておられるでしょう。

○政府委員(實業正雄君) 事業によつては或いは結果的に支配されるかも知れませんが、そういう提議を結ぶことが日本の将来のためにいいという判断を受けた場合に限つて認可しておりますので、例えば石油の場合でありますれば、相当に向うの支配権が強くなつておつても、これは日本に石油資源がない以上或る程度は止むを得ない。そのほかの事業につきましても、これは先ほど一つ例をお述べになりましたが、あの会社なんかはむしろ外国会社がみずから直接投資として進出して来

ておるというふうに見え方がいふうなものではありませんので、一概には言えないのではないかと思つております。

○波多野鼎君 それでは今外国の資本が直接投資の形で入つて来るのはどうしてゐるのですか、やはり外資委員会を通してゐるのですか。

○政府委員(實業正雄君) 直接投資のほうは御説明いたしませんでしたが、外資法で認可を要することにはなつておりません。終戦後、先ほどの政令五十一号が出ましたときには、外国人の事業活動に關するやはりポツダム政令がありまして、外国人が事業活動をする

るときには日本政府が何らかの発言権があるということになつておりました

が、今日のところは、例えば銀行、保険或いは運輸業といったように、それ／＼の要望で以て各所管の官庁が日本人と同じような立場で認可をする、或いは免許をするということ以外には、外国人なるが故に特に縛るという

ことは制度としては存在してありません。それから直接投資の場合には、実は利潤の送金という問題が当然起つて参るわけでありまして、この利潤の送金については今のところ保証の途がございせんので、その点は間接投資の場合とよほど違つて来ると思いま

す。

○波多野鼎君 少し見解、見どころが間違つておるようだな。というのは、外資に關する法律、これは為替管理と

いう面から見ておるものでしょう。国際收支を改竄するといふ面からのみこれを捉えておるのではないか。大体そういうところが中心になつてこの法律は作られておると思つてゐる。そこで先ほど木内君が質問した外国人が内地におつて働いた金で日本の株式を取得するといふようなことは、この法律の精神から言へば、それは当然ではない

かという疑問が起るのは当たり前だと思つてゐる。それさえも抑えておるのです。それさえもこの外資法で以て禁じておるわけだ。然るに直接的に産業資本家が入つて来て、日本に産業を起すことについては何らのあれをやつていない、放任しておるというのでは、どこか大きく穴が抜けておるのではないか。それでは株式のことなんか言つておつても何にもならないのではないか。こんな法律を掲げておつたつて何

にもならない。裏口のほうが大きいのですよ。その点はどういふふうになつてゐるのですか、事実を明らかにして下さい。

○委員(佐々木良作君) これはやはり基本的な問題ですから、關係とやつたほうがいいのではないですか。

○木村義八郎君 それに關連してさつきの御説明がおかしいと思つたのは、配当とか、送金を條件としなければ外国人は株を買つてもいいのでしょ

う。今まで例えば、モーション・ピクチャの金で旭硝子の株を買つて市場を崩したりして大きな問題が起きてゐるで

しょう、大阪筋を通じて……。若し外国人が国内で株を買つてはいけないと言つて仮に禁じておつても、ブロー

カーを通じてすでにやつてゐるのですよ。それから外国人名義のものは非常に少いというが、日本人名義だつてた

くさんあるのですよ。そういうものを考えたら、そう簡単に今言つたやうに非常な弊害がないといふやうなことを言えないと思つてゐる。もう少し実情を調べてあげてもらいたいのです。

もう一点は、それは国内の株式のことなんですけれども、外資の入れ方です、これは須藤さんも質問したのでありますけれども、非常にすでに弊害を生じて来ておることを大蔵大臣自体も言つておられます。何でも外資々々と言つてどん／＼、まあどん／＼といふことはないけれども、非常に條件を考えずに技術的なものをに入れて、今では非常に困つておるものが相当あると思つてゐる。例えば技術者なんか非常に高給を拂つてしまつて困つておる、そういう例も非常に出て来てゐるのです。これはあなたのほうで調べになつておると

思ふ。だから入れ方というものを考えなければならぬ。この法律案というものは國際收支とか、為替管理の観点からのみ考へておつて、大きな日本經濟といふものを考へておらんから、何かちぐはぐになつて、むしろ逆のところがあるのです。余り入れ方をルーズにしてしまつて、何でも入れるやうな方向に向つておる。非常な弊害について保障するやうなことがない。むしろ外資導入に対して外資導入法といふやうなものを作つて何かの基準を作る

とか、余り日本に不利にならない程度の何かの基準を作るべき必要があると思ふが、そういうことは考へてゐないのですか。

○委員(佐々木良作君) ちよつと速記を止めて下さい。

(速記中止)

○委員(佐々木良作君) 速記を始め

て下さい。今御懇談申しましたやうに、問題が非常に本質論になつて参りましたので、一応今日の質疑はこの辺で打ち切つて、次の委員会におきまして、安本、大蔵、通商等の各關係大臣の出席を求めて本質的な質問を継続して頂きたいと思つてゐる。特別な御発言がなければ、これで今日の委員会を打ち切りたいと思つてゐるが、御異議ござ

いせんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員(佐々木良作君) それではそのやうに決定いたします。散会いたします。

午後三時五十一分散会

昭和二十七年四月三十日印刷

昭和二十七年五月一日発行

参議院事務局

印刷者 印刷片